

千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第23号

千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する協議会として、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第25条第1項に規定する基本構想の策定及び実施に関する事項のほか、法第2条第2号に規定する移動等円滑化等に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠

けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。